

# 里山・竹林 多気町「間伐等アシスト制度」事業概要

## 1. 目的

地域には、自分が所有している山林や竹林が荒れているため間伐、整備をしたくても、高齢等の理由で、手を付けられない方がたくさんみえます。本町では、「地域集材制度」を立ち上げ、たくさんの団体や個人の皆さんに登録いただいていますので、これら登録者の中から、高齢者等から間伐等の要望があった場合に作業を引き受けていただける団体や個人を募り、間伐等の作業を行っていただきます。

この制度を立ち上げることにより、間伐や整備を行いたくてもできない方々の町内の里山や竹林に人の手が入り、森林の再生を進めることを目指します。

## 2. 「間伐等アシスト制度」登録者(作業受託者)の募集

- (1)「地域集材制度」登録団体・個人の中から、「間伐等アシスト制度」の登録者(作業受託者)を募集。
- (2)この制度に登録いただいた場合、団体名・代表者名または個人名、住所、電話番号等を記載した「間伐等アシスト制度登録者名簿」を、間伐等希望者(依頼者)に配布させていただきます。

## 3. 買取代金・町補助金の支払い

- (1)「間伐等アシスト制度」においては、集積場へ搬入いただいた木・竹の買取代金と町補助金を地域集材制度に基づき作業受託者にお支払いします。その他の支払いは発生しません。

## 4. マッチングの手順

- (1)間伐等を希望する高齢者等の方が、多気町役場町民環境課に連絡。
- (2)同課が、間伐等希望者に「間伐等アシスト制度登録者名簿」を提供。
- (3)間伐等希望者が、「間伐等アシスト制度登録者名簿」の中から選んで連絡。
- (4)両者で現地を確認。
- (5)両者の間で、作業委託に関する覚書(町作成様式)を締結。
  - ・作業区域は、間伐等希望者の責任で、境界を明確にした上で設定する。
  - ・作業・運搬中の怪我等の対応は、作業受託者側の責任で行う。
  - ・木・竹の買取代金・町補助金は、作業受託者に振込まれる。